

# ヨーロッパ防衛共同体条約事件

## 1 背景

1952年、米、英、仏は、朝鮮戦争の勃発により、東西関係の緊張が高まっていたヨーロッパの防衛のため、ヨーロッパ防衛共同体（国際軍）の創設を決定した。

## 2 事案の概要

西独国内では、この共同体に加わることが再軍備を意味することから政治問題化していたところ、議会少数派は、国会に提出された「ヨーロッパ共同体を設立する条約」の条約承認法律案が違憲であるとして、連邦憲法裁判所に訴えを提起した。これに対し、裁判所は、法案の段階では審査の対象にはできないとして、一旦は訴えを退けたが、その後、同法案が国会を通過したため、再び訴えが提起された。

## 3 その後の経過

訴訟では、憲法改正がなくてもヨーロッパ防衛共同体への参加が可能かが問題となったが、連邦憲法裁判所は、この重要性にかんがみ審理を停止し、まもなく行われる選挙の結果を待つという態度をとった。

選挙の結果、政府与党は憲法改正に必要な多数議席を確保し、再軍備の前提として必要な憲法改正を行ったこと、また、同条約が仏の国民議会による承認拒絶のため発効されなくなってしまったことから、憲法裁判上の問題が解消されてしまった。